

指令第 9 号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北2丁目5番地37
株式会社北洋清掃社
氏 名 代表取締役 水 木 直 人

平成29年2月13日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物(遺品整理)・事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北2丁目5番地37 株式会社北洋清掃社 代表取締役 水木 直人
許 可 期 間		平成29年 2月15日から 平成31年 2月14日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	清水町が指定する場所
	そ の 他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

平成29年2月14日

清水町長 高 薄

